

庁名 千葉家庭裁判所本庁・管内支部
郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料									予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。郵便切手で納付する際は不要	備考
		郵便切手の場合										
		500円	180円	140円	110円	100円	50円	20円	10円	合計額		
成年後見制度に関する審判	後見開始	5			10		7	11	3	4200円	4500円	
	保佐開始	7			10		9	14	3	5360円	5500円	
	補助開始	7			10		9	14	3	5360円	5500円	
	任意後見監督人選任	5			10		7	11	3	4200円	4500円	
	成年後見人(保佐人,補助人)選任	5			10		7	11	3	4200円	4500円	
	成年後見監督人(保佐監督人,補助監督人)選任	5			10		7	11	3	4200円	4500円	
	成年後見人(保佐人,補助人)辞任・選任許可	5			10		7	11	3	4200円	4500円	
	成年後見人(保佐人,補助人)辞任許可	5			10		7	11	3	4200円	4500円	
	成年被後見人(被保佐人,被補助人)の居住用不動産処分許可				1					110円		切手で納付してください。
	特別代理人選任(被後見人のための)				10					1100円	1500円	
	臨時保佐人選任				10					1100円	1500円	
	臨時補助人選任				10					1100円	1500円	
	成年後見人(保佐人,補助人)の報酬付与				1					110円		切手で納付してください。
	成年被後見人に宛てた郵便物等の回送囑託(初回)	2			4					1440円	1500円	
成年被後見人に宛てた郵便物等の回送囑託取消し・変更	2			4					1440円	1500円		
成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可				1					110円		切手で納付してください。	
行方不明者に関する審判	不在者財産管理人選任				20				10	2300円	2500円	
	不在者の財産管理人の権限外行為許可				1					110円		切手で納付してください。
	不在者の財産管理人の報酬の付与				1					110円		切手で納付してください。
	失踪宣告	2			20	5			10	3800円	4000円	
失踪宣告取消	4			30		4		15	5650円	6000円		
親子に関する審判	未成年後見人選任	5			10		7	11	3	4200円	4500円	
	子の氏の変更許可				1					110円		切手で納付してください。
	養子縁組許可(未成年者)				10					1100円	1500円	
	養子縁組許可(涉外)				10					1100円	1500円	
	死後離縁許可	2			10					2100円	2500円	
	特別養子適格の確認(第1段階)(第2段階と同時申立て)	6			20	5	3		10	5950円	6000円	
	特別養子縁組の成立(第2段階)(第1段階と同時申立て)	4			20	2	3		10	4650円	5000円	
	特別養子適格の確認(第1段階・見相申立て)	10			25	5	3		10	8500円	9000円	
	特別養子縁組の成立(第2段階)(第1段階が見相申立て)	4			20	2	3		10	4650円	5000円	
	特別代理人選任(親権者とその子との利益相反の場合)				10					1100円	1500円	
親権者変更(親権者行方不明(死亡)等の場合)	4	1		10					3280円	4000円		
推定相続人廃除	4			10		3		10	3350円	3500円		
相続に関する審判	相続の放棄の申述				3					330円		切手で納付ください。
	相続の限定承認の申述									備考欄参照		110円×3×相続人の数切手で納付ください。
	相続の承認又は放棄の期間の伸長				3					330円		切手で納付してください。
	相続財産清算人の選任				5				10	650円	1000円	
	相続財産清算人の権限外行為許可				1					110円		切手で納付してください。
	特別縁故者に対する相続財産分与	4			10				10	3200円	3500円	
	相続財産清算人に対する報酬の付与				1					110円		切手で納付してください。
	遺言書の検認									備考欄参照		110円×(相続人等の数+3)切手で納付してください。
	遺言確認	2			10					2100円	2500円	
	遺言執行者の選任	2			10					2100円	2500円	
遺言執行者の解任	4			10		3		10	3350円	3500円		
遺留分放棄の許可				5					550円	1000円		
保護者選任に関する審判	保護者選任				5					550円	1000円	

カテゴリ	申立ての種類	郵便料									予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額、郵便切手で納付する際は不要	備考
		郵便切手の場合										
		500円	180円	140円	110円	100円	50円	20円	10円	合計額		
戸籍上の氏名や性別の変更などに関する審判	氏の変更許可 ※夫婦共同申立、未成年者(15歳未満)で親権者2名の場合は下段	2			10					2100円	2500円	
		4			10					3100円	3500円	
	氏の振り仮名の変更許可 ※夫婦共同申立、未成年者(15歳未満)で親権者2名の場合は下段	2			10					2100円	2500円	
		4			10					3100円	3500円	
	名の変更許可				5					550円	1000円	
	名の振り仮名の変更許可				5					550円	1000円	
	戸籍訂正許可	2			20					3200円	3500円	
性別の取扱いの変更	2			10					2100円	2500円		
就籍許可	2			25					3750円	4000円		
年金分割の割合を定める審判	年金分割の割合を定める審判	4	1		10					3280円	4000円	
調停事件	調停事件(遺産分割以外)		1		10					1280円 当事者一名増すごとに510円分追加(180円×1、110円×3)	4000円 当事者一名増すごとに2000円追加	
	調停事件(遺産分割)		1		10							
	特別の寄与に関する処分		1		10							
人事訴訟	人事訴訟	8			10	5	5	5	5	6000円	6000円	
その他手続	間接強制	6	1		10					4280円	4500円	
	即時抗告	4			6	11		8	8	4000円 当事者一名増すごとに3000円分追加(500円×4、110円×2、100円×4、20円×9、10円×20)	4000円 当事者一名増すごとに3000円追加	
別表第二審判事件等	基本	4	1		10					3280円	4000円	
	祭祀承継者指定扶養	4	1		10					3280円 当事者一名増すごとに1330円分追加(500円×2、110円×3)	4000円 当事者一名増すごとに2000円追加	
	遺産分割		1		10					1280円 当事者一名増すごとに510円分追加(180円×1、110円×3)	4000円 当事者一名増すごとに2000円追加	
	審判前の保全処分	4	1		10					3280円	4000円	
児童福祉法関係等(児童相談所申立て案件)	児童福祉法第28条事件等(親権喪失等も含む)の申立て	5			10	5	3		10	4350円	4500円	親権者(監護者)が複数の場合は、左記の額×人数分
	児童福祉法第33条事件の申立て	4			10	3	3		10	3650円	4000円	親権者(監護者)が複数の場合は、左記の額×人数分

※事件の進行次第では、更に郵便切手(予納金)が必要となる場合があります。